

令和2年6月15日

新型コロナウイルスへの社内対応指針（Ⅲ）

山陰クボタ水道用材株式会社

島根県においては、政府が宣言した全都道府県に対する特措法による緊急事態の解除後、感染防止と日常の生活、経済活動の両立といった観点から、活動範囲を段階的に緩和されてきました。

他県との往来の自粛についても、6月1日から中国5県相互間の移動自粛要請を解除し、6月15日からは北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を除く府県との往来の自粛要請が解除されました。

当社としては、今後とも国・地域の動向に注視し、感染リスク低減対策を継続し営業活動の全面復活に向け当面下記の対応を継続実施します。

なお、現状では感染を予防するワクチンや治療薬がなく、感染リスクがなくなったわけではないので、引き続き基本的な感染症対策の継続が重要です。

記

1. 感染予防対策の継続

- ①「三つの密」の回避
- ②「人と人との距離の確保」
- ③「対面応対時のマスク着用」
- ④「手洗いなどの手指衛生」

2. 業務上での対応

①外出（営業）自粛について

- ・6月15日からは、先の中国5県相互間の移動自粛解除に続いて、首都圏域及び北海道以外の府県についても往来の自粛を解除する。
- ・現時点で、移動の自粛要請が解除されていない5都道県（首都圏域及び北海道）との不要不急の往来は、当面控えること。

②会議・イベント等について

- ・不要不急の会合等は回避することとし、開催に当たっては感染予防対策に十分配慮すること。

③外部施設の利用について

- ・これまでにクラスターが発生しているような、接待を伴う飲食店等については、店舗側で十分な感染予防策がとられている場合を除き、外出機会は極力減らすこと。
- ・どうしても利用する必要がある場合は、店舗側の感染防止対策以外に、各人が基本的な感染予防対策を徹底すること。

以上